

子どもの権利擁護の推進

令和8年度当初予算市長査定資料
令和8年1月7日・子ども未来局
(子ども育成部子ども・青少年政策課)

事業の目的

いじめ・不登校・虐待をはじめとする子どもの権利侵害が増加する中で、児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)やこども基本法の理念を踏まえ、地域社会全体で子どもの権利を守ることの意識を醸成するとともに、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

事業概要

いじめ問題救済委員会設置事業

(1) 事業概要

- ・長期深刻化するいじめ問題について、救済を目的とする第三者機関を市長部局に設置
- ・単なる相談機能だけではなく、調整や勧告等による実効性を有する機関とする
- ・「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」の制定後は、救済の対象範囲をいじめを含む子どもの権利全般へと拡大

(2) 事業創設の背景

① いじめの件数の増加、重大化

いじめ重大事態発生 市長あて報告件数		
令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4~12月)
24件	31件	32件

いじめ重大事態 市長部局による再調査	
①	令和3年3月発生、小学校3年生の不登校事案 令和6年4月18日に第1回委員会を開催 令和7年12月22日に再調査結果の答申
②	令和3年度発生、中学生の第1号事案 令和7年7月30日に第1回委員会を開催、必要性審議中

② 既存の相談窓口だけでは不十分な相談体制

- ・「24時間子どもSOS窓口」をはじめ、既存の窓口は主に教育委員会内にあり、学校や教育委員会の対応について相談しにくい環境
- ・市長部局の相談窓口としては、児童相談所の「児童いじめ相談」と一本化する予定

③ 再調査委員会の提言(令和7年12月22日)

- ・教育委員会への不信感が高まり、被害側が孤立したことから、事態の長期化を招いたとの指摘
- ⇒ 被害者の相談・支援機関としての第三者機関の設置の検討を提言

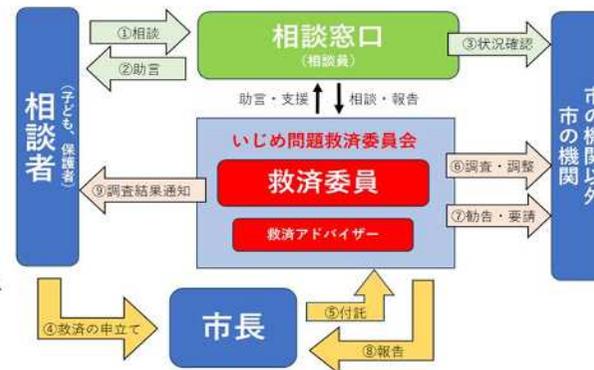
(3) 令和8年度の取り組み

■ いじめ問題救済委員会

- ・救済委員: 弁護士等
- ・救済アドバイザー: 心理士等の専門家

■ 相談窓口

- ・若者自立支援ルーム南浦和の一角に開設
- ・週3日: 平日の夕方~夜間、土の午後~夜間に開所
- ・相談窓口は、業務委託による運営を想定



(仮称)子どもの権利条例制定事業

(1) 事業概要

子ども・若者ワークショップやアンケート等を通じて、子どもや若者の意見を幅広く聴取したうえで、子どもを権利の主体とする「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」を制定する

(2) 令和8年度の取り組み

① 子ども・若者ワークショップの実施

「子どもの権利」をテーマに、幅広い意見を聴取

② 子どもアンケートの実施

ワークショップで把握した子どもの疑問や不安などをもとに、子どもアンケートを実施

③ 関係機関ヒアリング

声を上げにくい子どもの意見を反映するため、子どもと関わる事業所等から意見を聴取

④ 子どもの権利条例検討プロジェクト

子どもが主体となり、子どもの権利条例骨子案を作成

(3) 事業を実施する上での課題

- ・子どもや若者の意見を幅広く聴取すること
- ・声を上げにくい子どもの意見をいかに反映するか
- ・子どもを権利侵害から救済するために、どのような機関が必要か

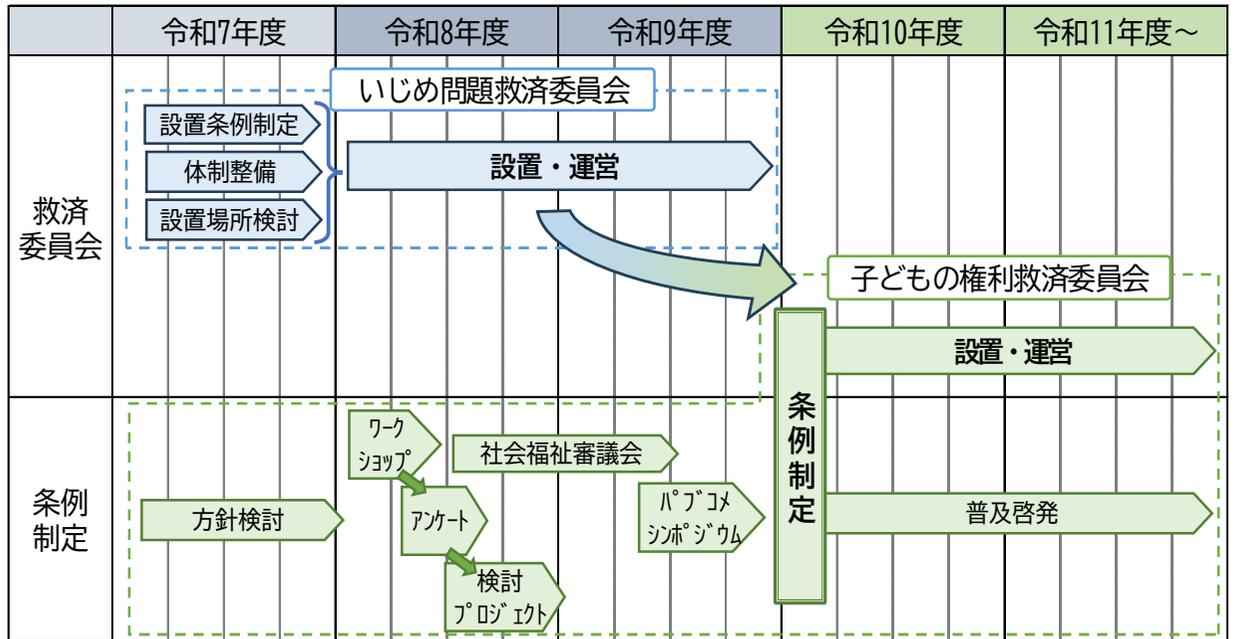
子どもの権利擁護の推進

事業スケジュール

■令和8年度

4月	・いじめ問題救済委員会条例制定(4月1日) ・救済委員委嘱、相談窓口開設準備
5月	・いじめ問題救済相談室相談業務委託締結 ・(仮称)子どもの権利条例制定支援業務委託締結
7月～	・いじめ問題救済相談室開設 ・子ども若者ワークショップ実施(全4回)
9月～	・子どもアンケート実施 ・関係機関ヒアリング実施
11月～	・(仮称)子どもの権利条例検討プロジェクト
3月	・(仮称)子どもの権利条例骨子案を市長報告

■事業全体スケジュール(想定)



予算要求の内訳

■いじめ問題救済委員設置事業
15,216千円

(内訳)

・救済委員報酬等 7,331千円
・相談室開設、運営費 7,885千円

■(仮称)子どもの権利条例制定事業
7,789千円

(内訳)

・アンケート作成業務等 6,777千円
・検討プロジェクト参加者謝礼 925千円
・会場使用料 87千円

■子ども・若者ワークショップ実施事業
1,159千円

(内訳)

・ワークショップ参加者謝礼 780千円
・チラシ印刷費、備品費 360千円
・会場使用料 19千円